

議案第 48 号

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等  
に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成 27 年橋本市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前																																	
<p>別表第 1(第 3 条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 利用者負担額基準額表(保育認定(2号給付)3歳以上児)(特定教育・保育(保育に限る。ただし、こども園においては教育及び保育とする。))又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。))を受けたときの利用者負担額</p> <p>各月初日において保育(こども園においては教育及び保育)を受ける子どもの属する世帯の階層区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">定義</th> <th colspan="2">利用者負担額の月額(単位 円)</th> </tr> <tr> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第 8 階層</td> <td>D15 略</td> <td>36,000 略</td> <td>35,300</td> </tr> </tbody> </table>		定義		利用者負担額の月額(単位 円)		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	略	略	略	略	第 8 階層	D15 略	36,000 略	35,300	<p>別表第 1(第 3 条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 利用者負担額基準額表(保育認定(2号給付)3歳以上児)(特定教育・保育(保育に限る。ただし、こども園においては教育及び保育とする。))又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。))を受けたときの利用者負担額</p> <p>各月初日において保育(こども園においては教育及び保育)を受ける子どもの属する世帯の階層区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">定義</th> <th colspan="2">利用者負担額の月額(単位 円)</th> </tr> <tr> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第 8 階層</td> <td>D15 略</td> <td>34,000 略</td> <td>33,400</td> </tr> </tbody> </table>		定義		利用者負担額の月額(単位 円)		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	略	略	略	略	第 8 階層	D15 略	34,000 略	33,400
定義		利用者負担額の月額(単位 円)																																	
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間																																
略	略	略	略																																
第 8 階層	D15 略	36,000 略	35,300																																
定義		利用者負担額の月額(単位 円)																																	
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間																																
略	略	略	略																																
第 8 階層	D15 略	34,000 略	33,400																																
<p>3 利用者負担額基準額表(保育認定(3号給付)3歳未満児)(特定教育・保育(保育に限る。ただし、こども園においては教育及び保育とする。))又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。))を受けたときの利用者負担額</p> <p>各月初日において保育(こども園においては教育及び保育)を受ける子どもの属する世帯の階層区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">定義</th> <th colspan="2">利用者負担額の月額(単位 円)</th> </tr> <tr> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第 8 階層</td> <td>D15 略</td> <td>36,000 略</td> <td>35,300</td> </tr> </tbody> </table>		定義		利用者負担額の月額(単位 円)		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	略	略	略	略	第 8 階層	D15 略	36,000 略	35,300	<p>3 利用者負担額基準額表(保育認定(3号給付)3歳未満児)(特定教育・保育(保育に限る。ただし、こども園においては教育及び保育とする。))又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。))を受けたときの利用者負担額</p> <p>各月初日において保育(こども園においては教育及び保育)を受ける子どもの属する世帯の階層区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">定義</th> <th colspan="2">利用者負担額の月額(単位 円)</th> </tr> <tr> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第 8 階層</td> <td>D15 略</td> <td>34,000 略</td> <td>33,400</td> </tr> </tbody> </table>		定義		利用者負担額の月額(単位 円)		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	略	略	略	略	第 8 階層	D15 略	34,000 略	33,400
定義		利用者負担額の月額(単位 円)																																	
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間																																
略	略	略	略																																
第 8 階層	D15 略	36,000 略	35,300																																
定義		利用者負担額の月額(単位 円)																																	
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間																																
略	略	略	略																																
第 8 階層	D15 略	34,000 略	33,400																																

階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間
	略	略		
第8階層	D15	略	83,000	81,500

備考  
1～7 略

8 6及び7の規定にかかわらず、生計を一にする世帯において、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。)第14条の2に規定する特定被監護者等(以下「特定被監護者等」という。)が2人以上いる場合であつて、教育標準時間認定の子どもについては第1階層から第3階層中Cまで、保育認定の子どもについては第1階層から第2階層中D1から第4階層中D2までにある場合の利用者負担額の月額は、当該支給認定子どもが世帯の最年長の特定被監護者等から数えて第2子(8から10までにおいて単に「第2子」という。)以降の場合は0円とする。

9 6及び7の規定にかかわらず、生計を一にする世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合であつて、教育標準時間認定の子どもについては第3階層中D1から第4階層中D4まで、保育認定の子どもについては第3階層から第4階層中D2までにある場合の利用者負担額は、当該支給認定子どもが第2子の場合はこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の場合は0円とする。

10 この表の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する生計を一にする世帯が次の(1)から(7)までに掲げる世帯に該当し、かつ次の表に掲げる階層に認定された場合の利用者負担額の月額は、当該支給認定子どもが世帯の最年長の特定被監護者等の場合は次の表に掲げる額とし、第2子以降の場合は0円とする。

階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間
	略	略		
第8階層	D15	略	72,000	70,700

備考  
1～7 略

8 6及び7の規定にかかわらず、生計を一にする世帯が、教育標準時間認定の子どもについては第1階層から第4階層中D4まで、保育認定の子どもについては第1階層から第4階層中D2までに認定される場合で、かつ、支給認定子ども及び支給認定子ども以外の子どもがいる場合の利用者負担額の月額は、これらの者のうち最年長の者(8において「第1子」という。)から数えて2番目に出生した者(8において「第2子」という。)である支給認定子どもについては、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の支給認定子ども(第1子及び第2子以外の者をいう。)については0円とする。

9 この表の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯が次の(1)から(7)までに掲げる世帯に該当し、かつ次の表に掲げる階層に認定された場合の利用者負担額の月額は、当該支給認定子どもが世帯の第1子の場合は次の表に掲げる額とし、第2子以降の場合は0円とする。

(1)～(7) 略

認定区分	利用者負担額の月額(単位 円)					
	1号認定(満3歳以上児)	4歳児・5歳児	2号認定(3歳以上児)	3号認定(3歳未満児)	3号認定(3歳未満児)	育時保短間
定義	満3歳・3歳	4歳児・5歳児	育標準時間	育標準時間	育標準時間	育時保短間
市町税課帯(第2階層)	略	略	略	略	略	略
市町税割課帯(均等割課税)	略	略	略	略	略	略
市町税割課帯(第3階層)	4,400	3,800	6,500	6,350	8,000	7,850
市町税割課帯(第3階層)	4,400	3,800	9,400	9,200	10,100	9,900

(1)～(7) 略

認定区分	利用者負担額の月額(単位 円)					
	1号認定(満3歳以上児)	4歳児・5歳児	2号認定(3歳以上児)	3号認定(3歳未満児)	3号認定(3歳未満児)	育時保短間
定義	満3歳・3歳	4歳児・5歳児	育標準時間	育標準時間	育標準時間	育時保短間
市町税課帯	略	略	略	略	略	略
市町税割課帯(均等割課税)	略	略	略	略	略	略
市町税割課帯(第3階層)	3,000	3,000	6,000	6,000	8,000	7,850
市町税割課帯(第3階層)	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000	9,000

